

学校いじめ防止基本方針

飯豊町立飯豊中学校

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを前提に、町内小規模4校から生徒が入学してくるという地域の実態を踏まえ、生徒が安心して自己の能力の伸長に努力することができる環境づくりを推進することを目的とする。教育委員会・学校・地域住民・家庭・その他の機関および関係者との連携の下、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

（いじめの態様）

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 いじめの未然防止のための取組

教師は「一人ひとりがかげがえのない存在」であることを基本理念として心に持って指導に当たるとともに、生徒同士も互いの人格を尊重する態度を培うことでいじめの未然防止に努める。また、中学段階であることを踏まえ、教師の指導だけにならず、生徒の自主的活動も重視し、それらを両輪としていじめ防止を図っていく。そのために、「わかる授業」「規範意識」「自己有用感」と、それを支える「生徒理解」をキーワードに、以下の取組を進める。

(1) 教師の姿勢

生徒一人ひとりがかげがえのない存在であるという認識のもと、日常的に生徒の自尊感情を高める肯定的な関わりを大切にする中で、信頼関係を構築しつつ、望ましい生き方を共に考えていく。いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという認識に基づき、生徒の小さな行動の変化や人間関係の変化などにも注目し、日常の関わりを重視する。

(2) わかる授業づくり

- ・教師の言動の大切さを自覚し、一人一人を大切にしたいわかる授業づくりを進め、教師はもちろん生徒が相互に良さや頑張りを認め合う場を設定し、自己有用感を高める。
- ・道徳の授業をいじめについて考える1つの場としてとらえ、他との望ましい関わり方や言動、共感的な対応など、社会的に求められていることを指導する。望ましい生き方を意図的に継続的に考えさせる場を設ける。
- ・学級活動にコミュニケーション力やソーシャルスキルを高める活動を積極的に取り入れるとともに、協力・協働のできる居心地の良い学級づくりを推進する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進。
- ・常に研修・授業改善に努め、わかりやすい授業づくりを行う。

- ・家業体験，職場体験などキャリア育成を目指した体験活動を系統的，継続的に実施する。
- (3) 規範意識の醸成
- ・全校集会や学年集会，学級活動などで機会を捉え，いじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成する。
 - ・情報モラル教育を進めるとともに，保護者と連携し，携帯，スマホ，ネット等の活用について，家庭での約束づくりを推進する。
 - ・学年，学級懇談会，家庭訪問，学校（学年学級）だより，ホームページ等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について地域や家庭の理解を得るとともに，いじめの問題の重要性の認識を広めながら，年2回のいじめアンケートを実施し家庭からの情報提供を促し，緊密な連携協力体制づくりを推進する。
- (4) 自己有用感の育成，生徒の主体的な活動の充実
- ・一人一人が活躍でき，居心地の良い集団づくり（学級経営，部活動運営の充実）
 - ・歌声活動の成果を活かした地域との交流活動，ボランティア活動等の地域貢献活動の推進。
 - ・生徒会活動，学年自治会活動，部活動など，自己有用感を体感でき，いじめを許さない自治的活動の推進。
 - ・生徒会の取り組みにあたっては，生徒の主体性を重視し，話し合いをとおしてすべての生徒がその意義を理解し，参加できる活動になるよう指導する。
- (5) 生徒理解に基づく指導の徹底
- ・日常の生活観察，生活記録，健康観察などとおして生徒の変化を見逃さない。気付いた生徒の変化については，小さなことでも職員間で話題にし，個人で抱え込むことなく情報を共有する。
 - ・部活動における人間関係を的確に把握し，担任，学年主任と情報を共有する。またコーチとの連携を深め，部内のいじめを予防する。
 - ・必要に応じて関係職員によるミニケース会議を開催し，組織的に具体的な指導や対応が図られるよう調整する。
 - ・保健室を窓口にした健康相談を充実させ，早期発見に努める。
 - ・教育相談アンケート「自分を見つめて」，H－QUテスト，教育相談週間を効果的に活用する。
- (6) 生徒に培う力
- 以上のような取り組みを進めることで，次のような力を生徒に培う。
- ・他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度。
 - ・自他の違いを認め，互いの人格を尊重する態度。
 - ・他者と適切にコミュニケーションを図る能力 ・ストレスや悩みに適切に対応する力。
 - ・自己有用感，自己肯定感，自尊感情。
- (7) 特別に支援を必要とする生徒への対応
- 特別に支援が必要な生徒については，その特性から，いじめの被害者・加害者にならないよう十分配慮を行う。
- ・一人ひとりの認知や行動の特性等を十分理解し，適切な支援・指導を行う。
 - ・特性を高める環境要因(リスクファクター)を少なくするように常に努める。
 - ・ソーシャルスキルトレーニング(SST)，教育相談，構成的グループエンカウンター(SGE)等を実施し，ストレス耐性を強くする支援を行う。
 - ・生徒の心を十分に理解し，それに応じた適切な指導を行う。
 - ・教師の特別支援教育力を高めるための研修を実施する。
 - ・小中の連携を密にし，個人にあった一貫した指導を行う。

* 学校で考えられる環境要因(リスクファクター)例

- ・ 落ち着きのない学級
- ・ 配慮のない指導
- ・ 友人関係のゆがみ
- ・ 集中できない教室環境
- ・ わかりにくい授業 等

4 早期発見のあり方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ・ いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、学年部会、生徒指導担当者会、運営委員会等を活用し、教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。生徒の気になった言動や保護者からの相談、情報提供については個人で抱え込むことなく、周囲に話し、相談する。
- ・ 定期的な記名アンケート（自分を見つめて）調査により、生徒の意識を把握しながら日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。
- ・ 年2回（6月、11月）生徒対象のいじめ発見調査アンケートを実施するとともに、いじめに関する保護者アンケートを実施し、情報収集にあたる。
- ・ H-UQテストを実施し、学級における生徒の意識を把握し、居心地の良い学級づくりや信頼関係の構築に努める。
- ・ 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、生活記録ノート等を活用したりして交友関係や悩みを把握する。
- ・ 教育相談週間や家庭訪問の機会を活用する。
- ・ 全生徒の個別の相談記録を準備し、個々の生徒、家庭との関わりについて記録を蓄積する。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ・ 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、学校評価やアンケートで定期的に点検し生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーによる思春期の心のストレスへの適切な対処法の講話や養護教諭による保健講話を実施し、悩みを抱え込まない対処法を指導する。
 - * 生徒の相談に対しては過小評価することなく、真摯な対応を心がけ、生徒の個人情報については、複数で情報を共有し、校長・教頭の指示を受けながら対外的な取扱についての方針を明確にし、適切に行う。

(3) 地域や家庭との連携について

- ・ いじめ早期発見のためのチェックリスト（家庭用）を配付するとともに、保護者が相談しやすい雰囲気をつくるために、普段から家庭との連携を心がけ、小さな子どもの変化でも連絡をいただくよう促す。
- ・ 地域回覧の学校だよりやホームページを利用し、生徒の様子について情報発信していく。

5 いじめ事案への対応

いじめには「危機管理のさしすせそ」を常に意識して対応を行う。

さ：最悪を想定 し：慎重に す：素早く せ：誠意を持って そ：組織的に
「確実で、丁寧な初期対応」を徹底する。

- ・ 絶対に一人で抱え込まない対応。
- ・ いじめを受けている生徒や知らせてきた生徒を守り抜く姿勢。
- ・ いじめた生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした指導、支援を行う。
- ・ いじめを起こした集団への働きかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

- ・ いじめを認知した場合、校長を中心として①事実確認、②指導体制・方針、③当該いじめにかかわる生徒に対する具体的な指導・支援等の対応、④保護者との連携の在り方、⑤今後の対応や実践についての検証方法等を決定し、組織的に事案の対応に当たる。

●いじめ防止のための校内組織（法 22 条：必置）について

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「飯豊中学校いじめ防止対策委員会」を置く。

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭

- ・ 事実確認の結果について、確実に教育委員会に報告するとともに、当該いじめに関わる生徒の保護者に連絡する。さらに、飯豊中学校いじめ防止対策委員会へも報告を行う。特に重大事態に関しては、躊躇せず早急に報告する。

(2) ネットに関連したいじめへの対応

- ・ インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、関係機関に協力を求める。
- ・ 生徒に対する情報モラル教育の充実を図るとともに、地域・保護者に対し、必要な啓発活動を行う。

(3) 重大事態への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、次の対応を行う。

- ・ すみやかに飯豊町教育委員会を通じて町へ報告する。さらに、飯豊中学校いじめ防止対策会議を早急に開催し、報告を行うとともに必要事項を協議する。
- ・ 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合は、飯豊町教育委員会の指導のもと、長井警察署に通報する。
- ・ 飯豊町教育委員会の指導・助言のもと、事態に対処するとともに速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ・ 「自分を見つめて」の実施、それを受けた教育相談をとおり、生徒の心の声を拾い上げ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・ 担任、養護教諭、生徒指導主事の連携により、教育相談体制を機能させる。
- ・ スクールカウンセラーの積極的活用を図る
- ・ 生徒一人一人の教育相談記録を準備し、相談、家庭との連絡など指導、相談の内容を継続的に記録していく。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ・ 定例の生徒指導担当者会（生徒指導主事・教頭・各学年の生徒指導担当者）において、情報交換を密に行い、指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。
- ・ 年2回のH-QU実施後、全職員で結果を共通理解する場を設ける。さらに、教育相談期間を年間計画に位置づける。H-QU要支援群の生徒については、早急な対応をする。

7 校内研修

いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ・ いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、学期に一度、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、教職員の共通認識を図る。
- ・ 特に「道徳の授業」の充実、「生徒指導の四つの視点を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめの問題の未然防止に努める。
- ・ 配慮を要する特性についての理解とそれに対する適切な支援を行うための研修を行う。

8 学校評価

- (1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方
 - ・学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。この際、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分に踏まえた目標の設定や目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。
 - ・評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。生徒のプライバシーには十分に配慮を行うものとする。
- (2) 地域や家庭との連携
 - ・学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。
- (3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル
 - ・いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度、取組状況を生徒の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
 - ・学期末の職員会議において、生徒指導事案への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

9 その他

- (1) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成
地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、縦割り兄弟学級による異年齢交流等を通じ、生徒の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。
- (2) 校務の効率化
教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。